

京都市告示第 292号

京都市西京極総合運動公園条例第2条の規定に基づき、次のとおり、西京極総合運動公園メインプール及び飛び込みプールの使用を停止します。

平成16年9月28日

京都市長 榊本 頼 兼

使用を停止する期間

平成16年10月1日から平成16年10月31日まで

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)